

みなし小売電気事業者部門別収支計算規則

事業者設定基準届出書

東北電グ戦戦第2号
2023年7月28日

経済産業大臣 西村 康稔 殿

仙台市青葉区本町一丁目7番1号
東北電力株式会社
取締役社長 社長執行役員
樋口 康二郎

みなし小売電気事業者部門別収支計算規則第2条第2項の規定により、別紙のとおり事業者設定基準を定めたので届け出ます。

別表第1 3.(2)に規定する基準に代わるものとして設定した基準

1. 別表第1 3.(2)に規定する基準

次に掲げるものを、それぞれ、次の比率により、特定需要部門及び一般需要部門の欄に配分することにより整理すること。

営業収益

電気事業営業収益

電気事業雑収益 料金収入比

営業費用

電気事業営業費用

事業税 料金収入比

2. 設定した基準

営業収益

電気事業営業収益

電気事業雑収益 電気・ガス価格激変緩和対策事業に係る補助金(収入補填)は特定需要に係るものを特定需要部門へ、非特定需要に係るものを一般需要部門へ整理するとともに、再エネ特措法交付金に係る事業税相当額は特定需要・一般需要外部門に整理し、その他は料金収入比により特定需要部門及び一般需要部門に配分

営業費用

電気事業営業費用

事業税 再エネ特措法交付金に係る事業税相当額は特定需要・一般需要外部門に整理し、その他は料金収入比により特定需要部門及び一般需要部門に配分

3. 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

電気・ガス価格激変緩和対策事業に係る補助金については、発生が主な原因が明確であることから特定需要及び一般需要部門に整理することにより、また、電気事業雑収益のうち再エネ特措法交付金に係る事業税相当額及び事業税のうち再エネ特措法交付金に係る事業税相当額については、需要に対する供給に関連しない収益及び費用であることから、これらを特定需要・一般需要外部門に整理することにより、特定需要部門及び一般需要部門に係る収益及び費用を適切に整理するため、上記基準を設定することとした。

別表第1 4に規定する基準に代わるものとして設定した基準

1. 別表第1 4に規定する基準

4. 2. により整理された接続供給託送料に係る額から、3. により整理された接続供給託送料を控除した額のうち、特定需要に係るものを特定需要部門の欄に、非特定需要に係るものを一般需要部門の欄に整理すること。

2. 設定した基準

接続供給託送料に係る額から、3. により整理された接続供給託送料を控除した額のうち、近接性評価割引、建設工事用電力・事業用電力に係る費用、揚水発電所におけるポンプアップのための供給のうち揚水ロスに係る費用及び自己等への電気の供給に係る費用については、発受電量比により、特定需要部門及び一般需要部門に配分することにより整理する。

3. 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

接続供給託送料のうち、近接性評価割引、建設工事用電力・事業用電力に係る費用、揚水発電所におけるポンプアップのための供給のうち揚水ロスに係る費用及び自己等への電気の供給に係る費用について、特定需要部門及び一般需要部門に係るものを特定することが困難であるため、適切な整理を行うための客観的かつ合理的な基準として、発受電量に応じて発生することを踏まえ、上記基準によることとした。

別表第1 5.(1)①に規定する基準に代わるものとして設定した基準

1. 別表第1 5.(1)①に規定する基準

① 電気事業財務費用を、次の方法により、水力発電費、火力発電費、原子力発電費、新エネルギー等発電費、一般管理費、休止設備費、貸付設備費及び営業外費用に配分することにより整理すること。

1) 発生の主な原因を勘案して、水力発電設備、火力発電設備（汽力発電設備及び内燃力発電設備をいう。以下同じ。）、原子力発電設備、新エネルギー等発電設備、業務設備、休止設備、貸付設備及び事業外固定資産の固定資産帳簿価額（リース資産及び資産除去債務相当資産を除く。以下同じ。）を算定し、これらを合計した額（以下「固定資産合計額」という。）を算定すること。

2) 電気事業財務費用に、次の割合を乗じて得た額を、それぞれ次の費用に配分することにより整理すること。

水力発電設備の固定資産帳簿価額／固定資産合計額 水力発電費

火力発電設備の固定資産帳簿価額／固定資産合計額 火力発電費

原子力発電設備の固定資産帳簿価額／固定資産合計額 原子力発電費

新エネルギー等発電設備の固定資産帳簿価額／固定資産合計額 新エネルギー等発電費

業務設備の固定資産帳簿価額／固定資産合計額 一般管理費

休止設備の固定資産帳簿価額／固定資産合計額 休止設備費

貸付設備の固定資産帳簿価額／固定資産合計額 貸付設備費

事業外固定資産の固定資産帳簿価額／固定資産合計額 営業外費用

2. 設定した基準

固定資産帳簿価額（リース資産及び資産除去債務相当資産を除く。）については、資産の主な用途を勘案して整理した額とする。

3. 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

固定資産帳簿価額（リース資産及び資産除去債務相当資産を除く。）の、水力発電設備、火力発電設備、原子力発電設備、新エネルギー等発電設備、業務設備、休止設備、貸付設備及び事業外固定資産への整理にあたり、財務会計上の整理と発生の原因が異なる資産について、資産の主な用途を勘案したより適切な整理を行なうため、上記基準を設定することとした。

別表第1 5.(2)②に規定する基準に代わるものとして設定した基準

1. 別表第1 5.(2)②に規定する基準

5. 2.により各欄に整理された額のうち、3.及び4.に掲げるもの以外のものを、それぞれ次の方法により、それぞれ、各部門に配分することにより整理すること。

(2) 一般管理費を、次の方法により、水力発電費、火力発電費、原子力発電費、新エネルギー等発電費及び販売費(以下「5部門」という。)に配分することにより整理すること。

② ①の整理により難い費用を、別表第3に定める活動帰属基準又は配賦基準により、営業費用項目ごとに整理すること。

別表第3

	配 分 基 準
賃借料	各部門業務用建物床面積比(建物については、賃借物件に限る。)(活動帰属基準)
電気事業財務費用	直課された各部門設備別帳簿価額比(配賦基準)

2. 設定した基準

別表第1 5.(2)②に規定する一般管理費の5部門への配分については、別表第1 5.(2)②に規定する基準によらず、次の基準により5部門への費用として整理する。

	配 分 基 準
賃借料(借地借家料を除く)	各部門業務用建物床面積比(建物については、自己所有物件及び賃借物件とする。)(活動帰属基準)
電気事業財務費用	各部門業務用建物床面積比(建物については、自己所有物件及び賃借物件とする。)(配賦基準)

3. 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

賃借料のうち借地借家料以外の費用については、賃借物件だけでなく自己所有物件とも相関があることから、自己所有物件及び賃借物件の合計床面積比を用いることが適切であり、当該費用の発生により関連が見られる「各部門業務用建物床面積比（建物については、自己所有物件及び賃借物件とする。）」を設定することとした。

また、電気事業財務費用については、販売部門を含む各部門の事業運営に要する費用であることから、当該費用の発生により関連が見られる「各部門業務用建物床面積比（建物については、自己所有物件及び賃借物件とする。）」を設定することとした。

別表第1 5.(3)②に規定する基準に代わるものとして設定した基準

1. 別表第1 5.(3)②に規定する基準

販売費を、次の方法により、給電設備に係る費用（以下「給電費用」という。）、調定及び集金に係る費用（以下「販売需要家費用」という。）並びにその他販売費用（以下「一般販売費用」という。）に配分することにより整理すること。

② ①の整理により難い費用を、営業費用項目ごとに、別表第3に定める活動帰属基準又は配賦基準により、給電費用、販売需要家費用又は一般販売費用に配分することにより整理する。

別表第3

	配 分 基 準
賃借料	業務用建物床面積比（建物については、賃借物件に限る。） （活動帰属基準）
電気事業財務費用	直課された人員数比（配賦基準）

2. 設定した基準

別表第1 5.(3)②について、次の基準により整理する。

	配 分 基 準
賃借料	業務用建物床面積比（建物については、自己所有物件及び賃借物件とする。）（活動帰属基準）
電気事業財務費用	業務用建物床面積比（建物については、自己所有物件及び賃借物件とする。）（配賦基準）

3. 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

賃借料については、賃借物件だけでなく自己所有物件とも相関があることから、自己所有物件及び賃借物件の合計床面積比を用いることが適切であり、当該費用の発生により関連が見られる「業務用建物床面積比（建物については、自己所有物件及び賃借物件とする。）」を設定することとした。

また、電気事業財務費用については、販売事業の運営に要する費用であり、当該費用の発生により関連が見られる「業務用建物床面積比（建物については、自己所有物件及び賃借物件とする。）」を設定することとした。

別表第1 5.(4)に規定する基準に代わるものとして設定した基準

1. 別表第1 5.(4)に規定する基準

(4) (1)から(3)までにより整理された水力発電費、火力発電費、新エネルギー等発電費、原子力発電費、給電費用、販売需要家費用及び一般販売費用を合計したもの(以下この(4)、(5)及び(10)において「送配電非関連費用」という。)とに整理すること。

この際、他社購入電源費(特定抑制依頼に係る費用を含み、原子力廃止関連仮勘定償却費を除く。)、非化石証書購入費及び他社販売電源料(原子力廃止関連仮勘定償却費に相当する収益を除く。)を、水力発電費、火力発電費、新エネルギー等発電費及び原子力発電費に、発電原動力の種別及び発生の主な原因を勘案して、配分することにより整理すること。

2. 設定した基準

非化石証書購入費及び非化石証書販売収益については、水力発電費、火力発電費、新エネルギー等発電費及び原子力発電費への配分を行わず、送配電非関連費用に直接整理する。

3. 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

非化石証書購入費及び非化石証書販売収益については、発電原動力の種別及び発生の主な原因を勘案して配分することが困難であることから、より適切な整理を行うため、上記基準を設定することとした。

別表第1 5.(5)に規定する基準に代わるものとして設定した基準

1. 別表第1 5.(5)に規定する基準

(5) (4)により整理された送配電非関連費用・・・(略)・・・販売電力量にかかわらず必要な送配電非関連費用(以下この(5)及び(6)において「送配電非関連固定費用」という。)及び販売電力量によって変動する送配電非関連費用(以下この(5)及び(8)において「送配電非関連可変費用」という。)に配分することにより整理すること。

ただし、これにより難いときは、小売料金算定規則第8条に規定された基準により整理すること。

この際、原子力廃止関連仮勘定償却費、他社購入電源費(原子力廃止関連仮勘定償却費に限る。)、他社販売電源料(原子力廃止関連仮勘定償却費に相当する収益に限る。)、賠償負担金相当収益及び廃炉円滑化負担金相当収益を、送配電非関連固定費用に配分することにより整理すること。

2. 設定した基準

送配電非関連固定費用又は送配電非関連可変費用への配分基準

	配 分 基 準
給料手当(環境対策費を除く。)	全額を送配電非関連固定費用に配分する。
給料手当振替額(貸方) (環境対策費を除く。)	全額を送配電非関連固定費用に配分する。
雑給(環境対策費を除く。)	全額を送配電非関連固定費用に配分する。
消耗品費(環境対策費を除く。)	水力発電費、火力発電費及び新エネルギー等発電費にあつては、固定費用と可変費用の比が1:1となるように配分する。 原子力発電費及び給電費用にあつては、送配電非関連固定費用と送配電非関連可変費用の比が1:1となるように、送配電非関連固定費用及び送配電非関連可変費用に配分する。
修繕費(環境対策費を除く。)	全額を送配電非関連固定費用に配分する。

委託費（環境対策費を除く。）	全額を送配電非関連固定費用に配分する。
養成費（環境対策費を除く。）	全額を送配電非関連固定費用に配分する。
諸費（環境対策費を除く。）	全額を送配電非関連固定費用に配分する。
非化石証書関連振替額	全額を送配電非関連可変費用に配分する。
他社購入電源費（特定抑制依頼に係る費用を含み、原子力廃止関連仮勘定償却費を除く。）	電力量の多寡によらない料金を送配電非関連固定費用、電力量に応じて変動する料金を送配電非関連可変費用に配分する。
建設分担関連費振替額（貸方）（環境対策費を除く。）	全額を送配電非関連固定費用に配分する。
附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）（環境対策費を除く。）	全額を送配電非関連固定費用に配分する。
他社販売電源料（原子力廃止関連仮勘定償却費に相当する収益を除く。）	電力量の多寡によらない料金を送配電非関連固定費用、電力量に応じて変動する料金を送配電非関連可変費用に配分する。
非化石証書販売収益	全額を送配電非関連可変費用に配分する。
電気事業財務費用	環境対策費を送配電非関連可変費用に配分し、それ以外を送配電非関連固定費用に配分する。

3. 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

送配電非関連費用について、別表1. 5. (5)の規定により、送配電非関連固定費用又は送配電非関連可変費用に整理することとなっている営業費用等について、事業者設定基準により配分する必要がある。当該営業費用等項目の内容に応じて整理するための基準として明確にするため、上記基準を設定することとした。

別表第1 7. に規定する基準に代わるものとして設定した基準

1. 別表第1 7. に規定する基準

7. 法人税等（法人税、地方法人税、法人税割及び法人税等調整額に限る。）を、6. により各部門に整理された税引前当期純利益の合計額のうちに各部門ごとの税引前当期純利益の占める割合により各部門に配分することにより整理すること。

2. 設定した基準

法人税等については、各部門に整理された税引前当期純利益又は税引前当期純損失の合計額のうちに各部門ごとの税引前当期純利益又は税引前当期純損失の占める割合により各部門に配分するものとする。

3. 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

各部門に整理された税引前当期純利益又は税引前当期純損失の状況を踏まえた配分基準を設定することとした。